資料３

変更に係る参考資料

目　次

１．土地利用基本計画の概要　Ｐ１　～　Ｐ３

２．沖縄中南部森林地域の変更（縮小）　Ｐ４　～　P6

令和８年１月 15 日

沖縄県県土・跡地利用対策課

土地利用基本計画の概要

1　土地利用基本計画の性格

⑴　性格

土地利用基本計画は、国土利用計画法（以下、「法」という。）第９条の規定に基づき都道府県により策定されるものであり、国土利用計画を基本としつつ、土地利用の地域区分を行うとともに、各種土地利用間の調整等に関する事項を定めた計画である。

この計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として国・都道府県・市町村間の調整及び都道府県内の部局横断的な土地利用調整を裏付ける役割を果たしている。

⑵　国土利用計画との関係

国土利用計画は国土利用の将来像を示す長期的な構想であるのに対して、これを基本とする土地利用基本計画は、各個別規制法による地域区分の上位計画として、図面表示を中心とする即地的な計画となっている。

⑶　個別規制法との関係

法第 10 条の規定により、個別規制法は、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、規制に関する措置を講ずるものとされている。

したがって、個別規制法の地域・区域と土地利用基本計画の地域区分とが乖離（かいり）しないように運用するとともに、個別規制法による地域・区域を変更する場合には、総合的に調整する必要があるので、概ね同時期に土地利用基本計画の変更を行うこととしている。

（土地利用基本計画の体系）

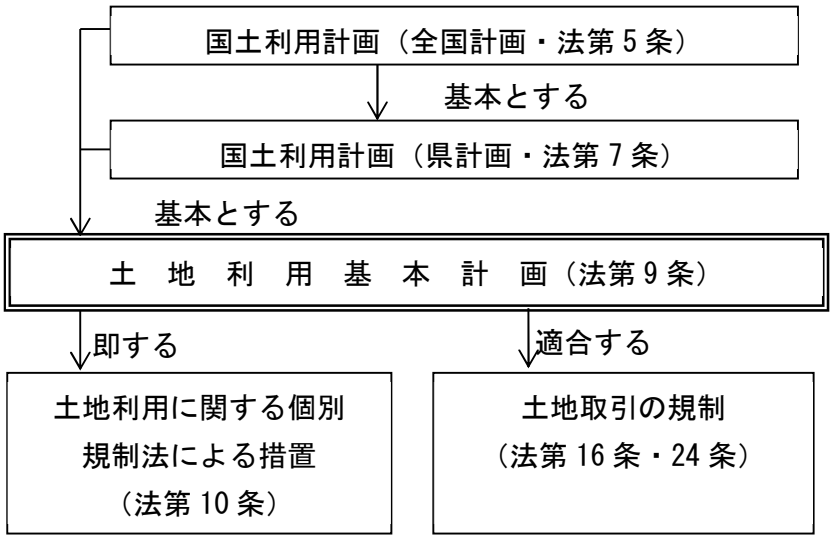

２　土地利用基本計画の構成

土地利用基本計画は、五地域（都市、農業、森林、自然公園および自然保全）の範囲を５万分の１の地形図上に記したもの（**計画図**）と、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの（**計画書**）からなっている。

⑴　計画書の内容

①　土地利用の基本方向

県土利用の基本方向と土地利用の原則が記載されている。土地利用の原則においては、五地域区分の各地域の設定の趣旨に基づき、それぞれの関係制度の運用基準からみた土地利用上の基本事項等が参考的に記載されている。

②　五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

調整指導方針は、五地域に直接的に関連する地域・区域等のそれぞれ相互の複合又は競合の関係を検討し、当該地域の自然的・経済的及び社会的諸条件を考慮して、県の実情に即した土地利用の優先順位及び土地利用の誘導の方向が記載されている。

③　土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

開発保全整備計画は、おおむね 20ha 以上の大規模な計画的開発が公的機関により実施される場合、その土地利用を円滑に行うという見地から、あらかじめその目的、規模、位置を土地利用基本計画に記載するものであり、当該計画に係る事業の実施を阻害する土地取引については、勧告等の措置を講ずることができるようになっている。

⑵　計画図の内容（５万分の１）

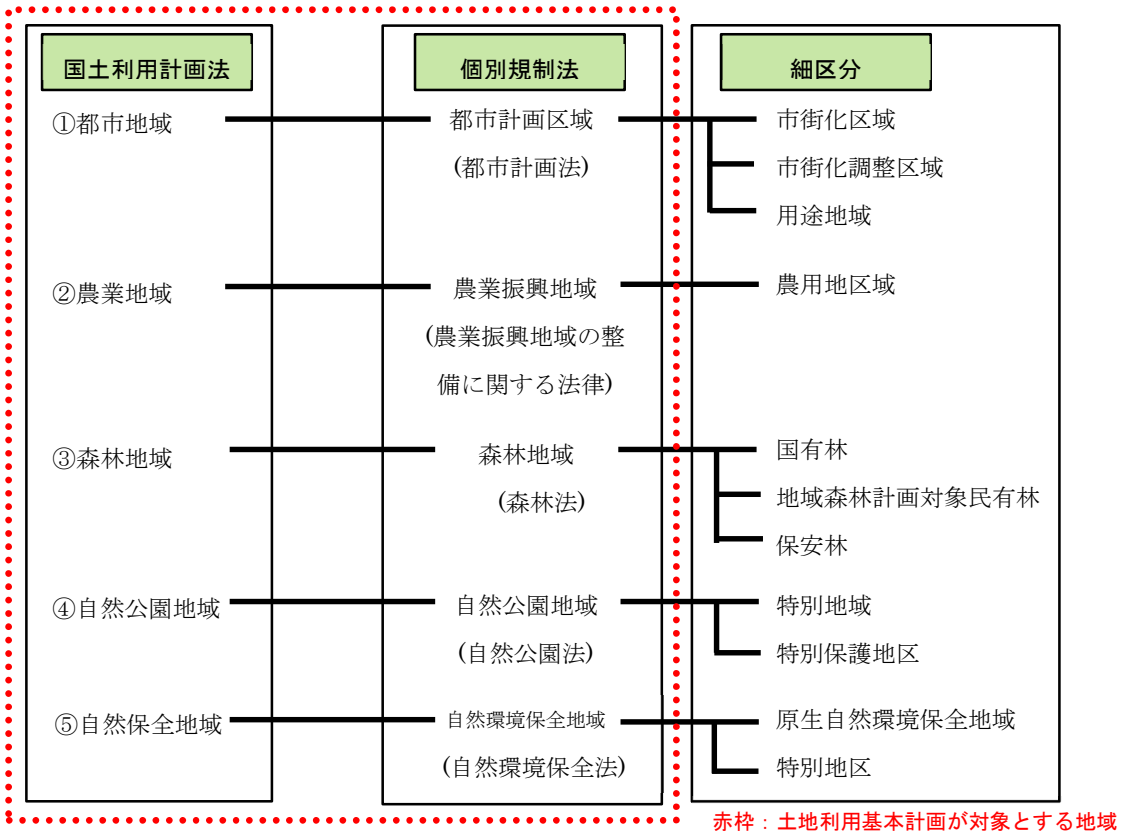

３　土地利用基本計画の変更

土地利用基本計画を変更する場合、国土利用計画法第９条の規定に基づき、市町村等関係機関、沖縄県国土利用計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省との協議を経て行う必要がある。

当該手続きを経ることで、行政機関の垣根を超えた調整を行うとともに、適切な土地利用のあり方と必要な措置等について総合的な視点で検証する過程を踏まえ、各種土地利用間の調整等の総合調整機能を果たしている。

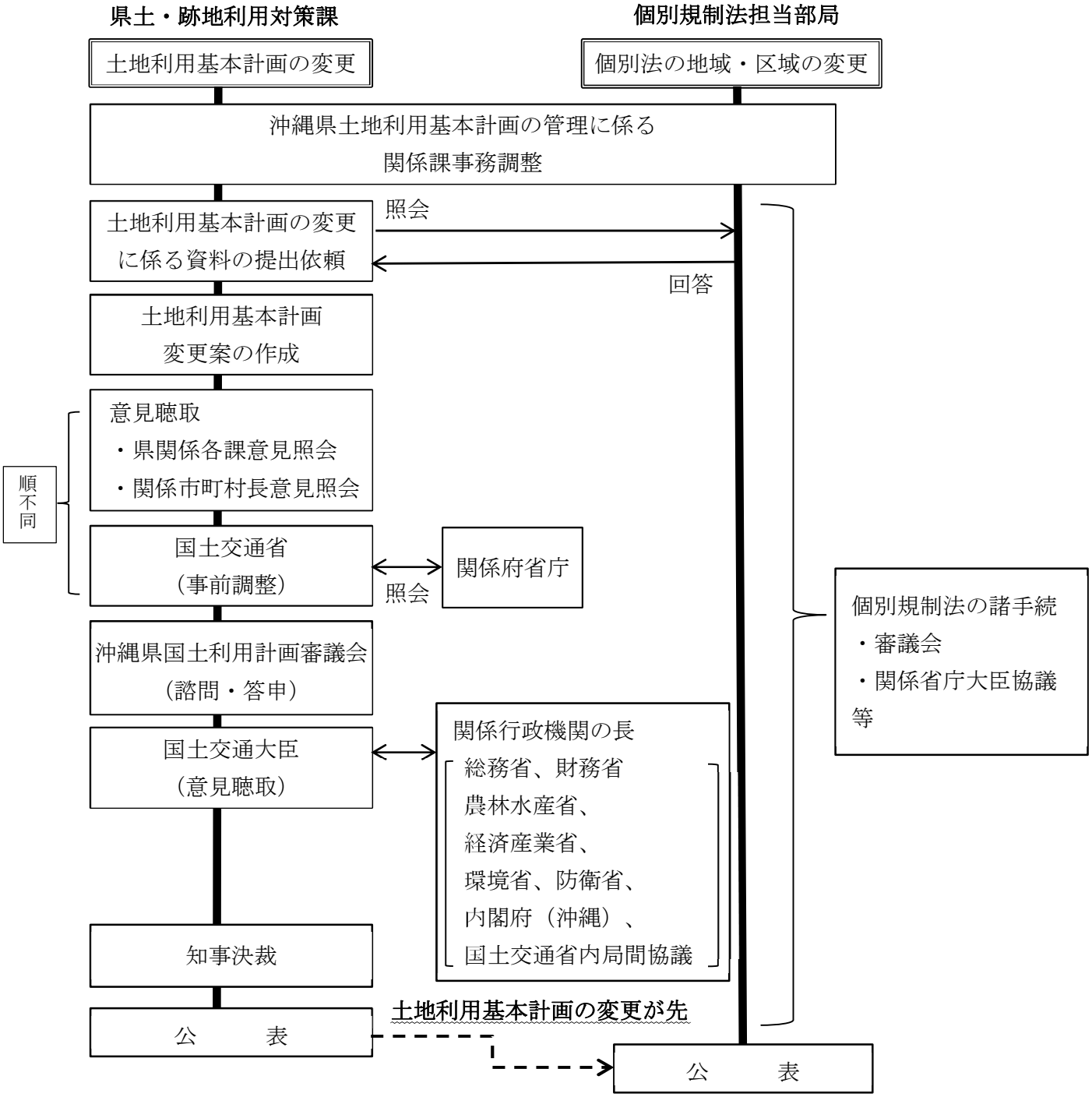

沖縄中南部森林地域の変更（縮小）

１　案件概要

①　沖縄県では、県域を「沖縄北部」及び「沖縄中南部」、「宮古八重山」の３つの計画区に区分して、森林法第５条に基づき、５年毎に 10 年を１期とする地域森林計画を策定しており、令和７年度は、「沖縄中南部地域森林計画」の樹立年度となっている。

②　森林法等の個別規制法による地域・区域の変更に際しては、各個別規制法の上位計画である土地利用基本計画についても、概ね同時期に変更を行うこととされているため、上記の区域編成に併せて土地利用基本計画の変更を行うものである。

③　森林区域変更（見直し）の主な理由

縮小　・国による道路整備に伴う用地転用

２　市町村別内訳

与那原町　　縮小 3.1ha

３　箇所別概要

与那原町森林地域

〇所　　在：与那原町字与那原

〇現　　況：道路用地

（国土交通省所有地）

〇変更面積：3.1ha（縮小）

〇変更理由：

当該箇所は、国土交通省による用地取得後に道路整備が行われ、現況森林ではなくなったため。

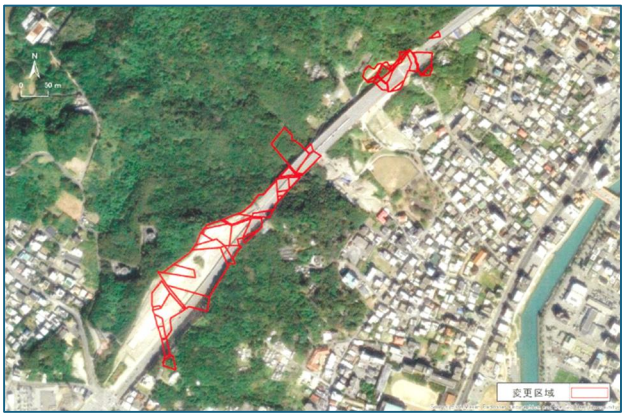

（参考）森林計画制度について

⑴　森林計画制度とは

森林は、水源の涵養、災害の防止、自然環境及び生活環境の保全、木材等の林産物の供給といった多様な公益的機能の発揮を通して、県民が安全で快適な生活を送るうえで重要な役割を果たしています。

その一方で、森林の造成には極めて長期間を要し、かつ自然環境に大きく依存することから、無秩序な伐採が行われ一度荒廃してしまうと、その復旧には多大な努力と長期間を要し、さらに、森林の有する公益的機能の発揮にも重大な影響を及ぼすことになります。

以上のようなことから、行政においては、森林・林業に関する長期的・総合的な政策の方向、及び森林整備の目標を策定し、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等に、地域の実情に応じた森林施業の指針等を明らかにする必要があります。

このため、国、都道府県、市町村及び森林所有者等が森林の適切な管理・育成を実施することを目的として、「森林計画制度」が設けられています。

⑵　森林計画制度の体系

森林の適切な管理・育成を実施するためには、森林・林業をとりまく環境、森林資源の内容、地域の森林に対するニーズ等を総合的に勘案し、地域ごとの特色を活かしてきめ細かい計画を定めていくことが重要です。

このため、森林計画制度は、効果的な施策を実施するため、国レベルから森林所有者レベルまでといった段階的な体系となっています。

①　全国森林計画（森林法第４条）

農林水産大臣は、全国の森林につき、５年ごとに、15 年を１期とする全国森林計画をたてなければならない。

②　地域森林計画（森林法第５条）

都道府県知事は、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、５年ごとにその計画をたてる年の翌年４月１日以降 10 年を１期とする森林計画をたてなければならない。

③　市町村森林整備計画（森林法第 10 条の５）

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、５年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、10 年を１期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

④森林経営計画（森林法第 11 条）
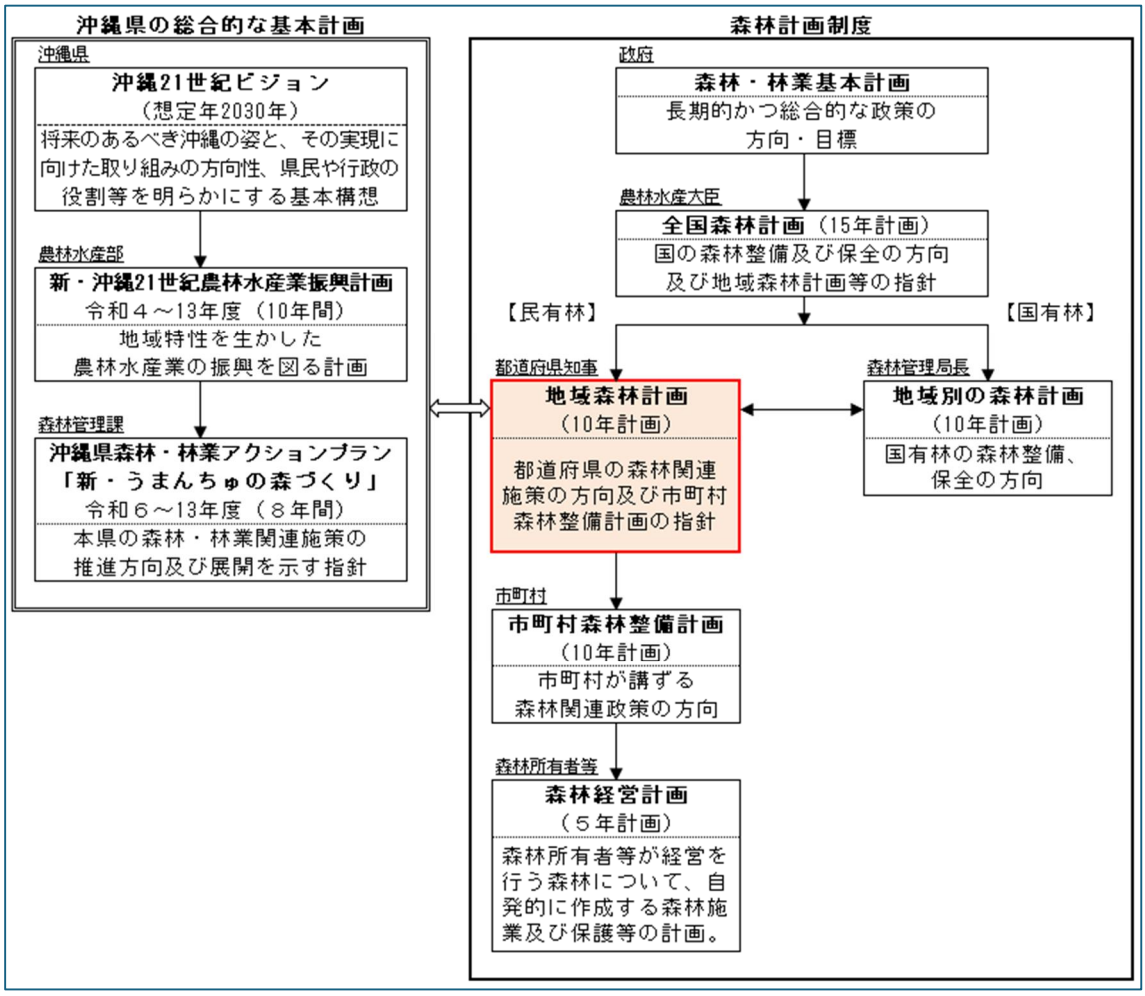
森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者は、森林施業及び保護に関する５年間の計画を作成し、市町村の長に計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。